

敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉

を求める意見書

平成24年9月に岐阜県原子力防災室が公開した「放射性物質拡散シミュレーション結果について」(11月に追補版)では、神戸町に最も近い敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際に、神戸町でも避難勧告地域と同等となる外部被曝量20msv/年を超え、全町民避難の可能性があることが明らかになった。

敦賀発電所とほぼ同じ位置には美浜発電所があり、神戸町役場からは直線距離でそれぞれ66kmと67kmであり、いずれの発電所で原子力災害が起きても被害想定は変わらないものと考えられる。

また、今般、原子力規制委員会は敦賀発電所2号機の直下に活断層がある可能性が高いとの判断を下した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)は平成23年3月11日に起きた福島第一原子力発電所の事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して平成24年6月に改正され、公布された。同法では、発電用原子炉の運転可能期間を原則として40年と定めている。現在、国内で40年を経過している発電用原子炉は敦賀発電所1号機・美浜発電所1号機(建設から42年)、美浜発電所2号機(建設から40年)の3基である。

よって、原子炉等規制法改正の趣旨に則り、建設から40年を経過した敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機を廃炉とすること、原発の直下に活断層のある疑いが極めて高く、危険性が極めて高い敦賀原発2号機を廃炉とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月12日

岐阜県安八郡神戸町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
経済産業大臣 茂木 敏充 様
環境大臣 石原 伸晃 様
原子力規制委員長 田中 俊一 様